

宮城県自死対策計画

宮城県

平成30年12月

はじめに



本県の自殺者数は、近年減少傾向にあるものの、平成 29 (2017) 年に 412 人を数え、依然として高い水準となっております。また、東日本大震災に起因した環境の変化等による心理的ストレスが、今後も様々な影響を及ぼすものと懸念されるなど、深刻な状況が続いています。

この間、県では、平成 21 (2009) 年 3 月に「宮城県自殺対策計画」を策定し、平成 25 (2013) 年 3 月には、東日本大震災の影響等を踏まえた見直しを行い、自死対策の推進に努めてまいりました。また、平成 28 (2016) 年には自殺対策基本法が改正され、平成 29 (2017) 年には国が自殺総合対策大綱の大幅な見直しを行い、「誰も自死に追い込まれることのない社会の実現」を目指した、包括的かつ総合的な自死対策の強化が図られてきました。

このような状況の変化を踏まえ、県では、これまでの計画を見直し、このたび、新たに平成 30 (2018) 年から 2026 年までの 9 年間の計画期間とする「宮城県自死対策計画」を策定いたしました。

自死は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的問題です。

今回の見直しでは、本県の自死の現状等を踏まえ、重点的に取り組むべき課題として「東日本大震災の被災者が抱える諸問題」、「健康問題」、「勤務・経営問題」、「高齢者関連問題」、「経済的・社会的困窮問題」及び「子ども・若者関連問題」を掲げ、その対策を示すとともに、自死の原因となりうる様々な社会的要因への対策を取りまとめました。この計画により、誰も自死に追い込まれることのない宮城県の実現に向けて、生きることの包括的な支援を着実に推進してまいりたいと考えております。

今後、本計画及び市町村の自死対策計画に基づき、県民の皆様をはじめ、市町村や関係団体等と連携しながら、自死対策の一層の推進に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定に当たり、多大な御指導と御協力を賜りました「宮城県自死対策推進会議」の構成員や、関係団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

宮城県知事 村井 嘉浩

目 次

第 1 章 総論	1
1 計画見直しの趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の目標	
第 2 章 自死の現状と課題	2
1 本県の自死の現状（統計分析）	
2 重点的に取り組むべき課題	
第 3 章 自死対策の考え方	14
1 自死の基本的な認識	
2 自死対策の基本的な方針	
(1) 東日本大震災からの復興を推進する	
(2) 生きることの包括的な支援を推進する	
(3) 関係機関・施策が連携し総合的な取組を推進する	
(4) 実践と啓発を両輪として推進する	
(5) 各主体の役割の明確化と連携・協働を推進する	
第 4 章 自死対策推進の具体的な取組	17
1 重点施策と施策の方向性	
(1) 東日本大震災の被災者への自死対策を推進する	
(2) 健康問題による自死対策を推進する	
(3) 勤務・経営問題による自死対策を推進する	
(4) 高齢者の自死対策を推進する	
(5) 経済的・社会的困窮による自死対策を推進する	
(6) 子ども・若者の自死対策を推進する	
2 基本的施策と取組方針	
(1) 地域課題に応じた実践的な取組への支援を強化する	
(2) 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す	
(3) 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	
(4) 自死対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	
(5) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	
(6) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	
(7) 社会全体の自死のリスクを低下させる	
(8) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	
(9) 遺された人への支援を充実する	
(10) 民間団体との連携を強化する	

第5章 自死対策の推進体制等 21

【参考資料】

平成30年度宮城県自死対策推進会議開催要綱 22

自殺対策基本法 24